ほけんだより

令和５年 ５月 ２日 発行
野辺地高校保健室　No.３

新型コロナウイルス感染症対策が変わります

新型コロナウイルス感染症が令和５年５月８日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の５類感染症に移行することを受け、５月８日以降の県立学校における新型コロナウイルス感染症対策が変更になります。

これまで通りに求められる対策

・家庭と連携して生徒の健康状態の把握を行います。

・適切な換気の確保を行います。

・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を継続します。

出席停止の取扱い

・新型コロナウイルス感染症に係る出席停止は、（１）及び（２）によるものとします。

（１）　医師の診断により陽性が判明した場合

（２）　感染が不安で休ませたいと相談のあった場合（生活圏に感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合）

※発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある生徒は、無理をせず自宅で休養するよう推奨しますが、登校を制限しません。（出席停止となりません）

※同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があった場合は、登校を制限しません。（出席停止となりません）

☆　対策の内容については、感染流行時には変更することがあります。

☆　不明な点がある場合には担任の先生へ相談をお願いします。